

# 土・日曜日も 手続きできます



	市役所			まちづくりセンター (並木除く)	
	4月1日(日)	14日(土)	28日(土)	14日(土)	28日(土)
	午前8時30分～午後5時15分			午前8時30分～午後0時30分	
①転入・転出・転居などの手続き、印鑑登録、住民票や戸籍などの証明書	○	○	○	○	○
②国民年金の手続き	○	○	○	○	○
③国民健康保険の手続き	○	○	○	○	○
④後期高齢者医療制度の相談	○	○	○	×	×
⑤課税・非課税証明書、納税証明書	○	○	○	○	○
⑥市税・国民健康保険税の納付	○	○	○	○	○
⑦納税相談	○	○	○	×	×
⑧介護保険の手続き	○	×	×	×	×
⑨新入学・転入学の手続き	○	×	×	×	×
⑩児童手当、児童扶養手当、子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成の手続き	○	×	×	×	×

◎サービスコーナー（所沢駅・狭山ヶ丘・小手指）では手続きできません。業務の詳細は、事前にご確認ください。



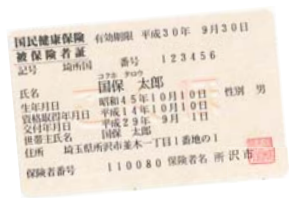
## 問い合わせ

- 市役所 1 階市民課  
①☎ 2998-9087  
②国民年金担当  
☎ 2998-9095
- 同 1 階国民健康保険課  
③☎ 2998-9131  
④後期高齢者医療制度担当  
☎ 2998-9218
- 市民税課（同 1 階特設窓口）  
☎ 2998-9064
- 収税課（同 1 階特設窓口）  
☎ 2998-9073
- 同 1 階介護保険課  
☎ 2998-9420
- 学校教育課（同 1 階特設窓口）  
☎ 2998-9238
- 同 2 階子ども支援課  
☎ 2998-9124

# 国保の届け出は14日以内に!

国民健康保険課 ☎2998-9131

国保（国民健康保険）の資格は、今まで加入していた健康保険の資格がなくなった日、または所沢市に転入した日から発生します。保険税も国保に加入した月から課税されます。



届け出を  
忘れずに!



届け出が必要な場合	
加入	① 所沢市に転入した 子どもが生まれた
	② 職場・任意継続の健康保険を脱退した 扶養家族でなくなった
脱退	③ 他の市区町村へ転出する 家族で国保加入者が死亡した
	④ 職場の健康保険に加入する 扶養家族になった
その他	⑤ 国民健康保険証を紛失した・汚した
	⑥ 市内で転居した 世帯主の変更、世帯分離などがあつた
	⑦ 就学のため他の市区町村に転出する
届け出先	市役所 1 階国民健康保険課 まちづくりセンター (並木除く/⑦は不可)

### 届け出時の持ち物

- 印鑑
- 窓口に行く方、届け出が必要な方全員のマイナンバーが分かるもの
- 届け出が必要な方全員の国民健康保険証（①②⑤除く）
- 窓口に行く方の身分証明書

◎顔写真付き身分証明書（運転免許証・パスポートなど）がある場合は、保険証を即日交付します。ない場合は、簡易書留郵便で郵送します。

◆②④⑦のみ必要な持ち物

- ②健康保険資格喪失証明書、退職証明書、離職票など
- ④職場の保険証
- ⑦在学証明書

# 市民相談

日常の悩みごとに、  
専門家が無料でアドバイス!

AM …午前 10 時～11 時 30 分 (①は午前 9 時～)

PM …午後 1 時～3 時 30 分

相談名	相談受付時間	主な内容
①一般相談	月～金曜 AM PM	相続、離婚、近隣・家庭内の問題や悩み 相談員 専属相談員
②弁護士相談 (予約制) ※年度内3回まで	月・水・金曜 AM PM	債務、民事訴訟 相談員 弁護士
③税理士相談 (予約制)	木曜 AM	相続税、譲渡所得税 相談員 税理士
④司法書士相談 (予約制)	第1・3木曜 PM	登記、成年後見、簡易裁判所で扱う民事訴訟 相談員 司法書士
⑤行政書士相談	第1・3火曜 AM	相続、離婚などで官公庁に提出する書類の作成 相談員 行政書士
⑥保険・年金相談	第4火曜 AM	社会保険、年金、労働、雇用 相談員 社会保険労務士

場①～⑨市役所1階市民相談課

⑩同1階市民ホール

⑪同1階消費生活センター

☎問①～⑩同課☎2998-9092

⑪消費生活センター☎2998-9143

気軽に  
相談してね



相談名	相談受付時間	主な内容
⑦人権相談	第2・4火曜 PM	いじめ、差別 相談員 人権擁護委員
⑧行政相談	第1・3金曜 PM	国など行政への意見、要望 相談員 行政相談委員
⑨外国人生活相談	英語・タガログ語 …第2・4木曜 PM 中国語 …第1・3木曜 PM	外国語による相談 相談員 外国人生活相談員
⑩住宅増改築等相談	第2火曜 PM	住宅のリフォーム 相談員 建築業者
⑪消費生活相談 (電話相談可) ☎ 2998-9204	月～金曜 AM PM	契約トラブル、悪質商法などの消費生活全般 相談員 専門相談員

◎詳細は市庁舎(Q市民相談)をご覧ください。  
相談時間は1回30分(⑩除く)です。